

秋田市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1 業務名

秋田市特定健康診査受診勧奨業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

秋田市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進および長期的な医療費の抑制のため保健事業を実施しており、その中でも、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診率の向上は重要な課題となっている。

本業務は、特定健診受診結果等のデータを分析し、特定健診未受診者に向けた効率的かつ効果的な受診勧奨を実施することで、受診率の向上を目指すものである。

3 委託履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに事業計画書を作成する。計画は提案した内容に基づくものとし、勧奨の時期、本市からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) データ分析業務

本市から提供される特定健診の受診履歴・結果・問診票のデータ等を分析し、受診勧奨すべき対象者を抽出するとともに、健康意識等の特徴別に分類すること。特に本市の課題である、通院中で特定健診未受診者の分析について実施すること。

(3) 勧奨実施方法について

勧奨実施方法については、次のとおりとする。

ア はがきによる受診勧奨業務	
(ア) 発送通数	延55,000通以上
(イ) 発送回数	年度内2回以上
(ウ) 発送時期	令和6年8月以降（予定）
(エ) 通知内容	4 (2) による分類ごとに、その特性に応じた個別かつ訴求力の高い内容とする。 また、本市が今年度計画している、以下(aおよびb)を含むものとし、詳細については別途協議する。 a 前年度受診情報 b 通院中医療機関情報

(オ) はがきの印刷	a はがきの印刷は受託者が実施する。送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、本市が提供する情報を基に、受託者が印刷する。 b はがきの宛名印字は原則漢字印字とする。なお、漢字印字の際、外字対応できない場合はカナ印字とする。
(カ) はがきの校正	はがきの印刷内容について、事前に本市の了承を得るものとする。また、作成前に校正の確認を行い、本市の要望による修正を実施し、校正は3回程度とする。
(キ) はがきの送付	a 本市から提供する除外対象者の情報を基に、受託者は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。 b はがきの印刷受託者は、はがき発送の前に勧奨対象者のリストを作成し、本市に提出する。 c はがきの送付に関するすべての費用は、本業務の契約金額に含むものとする。
(ク) サンプル納品	はがき発送後、速やかに、本市に対し各10部のサンプルを納品する。
イ その他の勧奨方法	
<p>本業務は、はがきによる受診勧奨を基本とするが、はがき以外に受託者が提案する方法で、本業務の目的を達成するために効果が期待できると認められる場合は、本市の承認を得た上で、はがき通知とあわせて実施することを可能とする。<u>ただし、電話やSMSによる受診勧奨以外の方法とする。</u> 追加で提案された勧奨方法にかかる費用は、本業務の契約金額に含むものとする。</p>	

(4) 勧奨結果の分析および報告

ア 受託者は受診勧奨業務の実施による効果および受診率の変化等を分析・検証した結果を記載した報告書を作成し、令和7年3月末までに本市に報告する。

イ 上記分析を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

5 提供データ

(1) 提供可能データ

本市から提供可能なデータは以下のとおりとする。これ以外に希望するデータが

ある場合は、本市と協議し、提供の可否を決定する。

(1)	特定健診関連情報データ	ア 特定健診・特定保健指導受診歴データ FKAC167、FKAC165
		イ 特定健診対象者データ FKAC161、FKAC173
(2)	被保険者情報データ	被保険者管理台帳（KDBから抽出）
(3)	レセプトデータ	レセ電データ（21_KDBINFO_MED.csv）
(4)	印刷・発送関連データ	ア はがき送付用宛名データ 宛名番号（FKAC161と紐付く） 郵便番号、住所、住所肩書 漢字氏名、カタカナ氏名が含まれる。
		イ 外字ファイル（ファイル形式：T T E）

（2）データの授受

データを授受する際には、追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）等の利用や、LGWAN回線の利用により個人情報の保護を考慮すること。この場合の費用は受託者が負担する。

6 個人情報保護

- (1) 受託者は、プライバシーマーク等の使用許諾事業者の認定を受けている者、およびISO/IEC 27001等の認証取得をしている者であること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等に基づき、別記「個人情報取扱特記事項」に従い適正に取り扱うこと。

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、本市からの問い合わせや協議に対し、迅速に対応する。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護について必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものも含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。